

「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」改定案（たたき台）概要版

改定の趣旨

本市では、平成 18 年（2006 年）に「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」（以下「指針」という。）を策定して以後、これに基づき多文化共生社会の実現に向け、生活関連情報の多言語化や多言語による相談体制の拡充、日本語教育の充実などに取り組んできた。

前回指針を改訂した平成 26 年（2014 年）の年末時点では、国内に在留する外国人は約 212 万人であったが、その後、新型コロナウイルス感染症拡大による一時的な減少を除き増加が続いており、令和 6 年（2024 年）6 月末時点で 358 万人を超え、過去最高を更新している。本市においても、前回指針改訂時（平成 26 年（2014 年）3 月末）に 15,651 人であった外国人住民数は令和 6 年（2024 年）12 月末時点で 23,070 人、本市の総人口に占める割合は 1.9%と過去最高となっており、国籍・在留資格の構成比も大きく変化している。

この間、我が国においては少子化・高齢化が進み、本格的な人口減少社会を迎え、本市においても令和 2 年（2020 年）をピークに人口減少が続いている。こうした中、将来にわたって活力ある地域社会を維持し、世界に誇れる「まち」広島の実現をめざす本市にとって、外国人市民（※）は、地域の社会・経済や地域コミュニティの活性化の重要な担い手として、より一層の活躍が期待されている。そこで、外国人市民が国籍にかかわらず市民として、地域住民と共に円滑に生活を営むことができるよう諸環境を整え、地域で暮らす全ての人が安心して快適に暮らせるまちづくりに取り組む必要がある。

また、都市像として「国際平和文化都市」を掲げる本市では、全ての市民が互いの文化的背景や民族、国籍といった多様性と人権を尊重するとともに、その価値観やライフスタイルに応じてそれぞれに役割を持ち、互いに支え合う地域共生社会の実現と、誰もが平和の尊さを実感できる豊かな文化と人間性を育む都市づくりとを着実に進めていく必要がある。

本市はこれまでも多文化共生のまちづくりに向けた取組を行ってきたが、外国人住民の国籍・在留資格の構成比が変化している。そうした中、国は令和 6 年（2024 年）6 月の出入国管理法の改正により「技能実習制度」を廃止し、就労を通じた人材の育成及び人材の確保を目的とする「育成就労制度」を創設することとした。これら国の外国人受入れ政策の変更に伴う状況の変化に的確に対応する必要があることから、令和 4 年（2022 年）度を実施した「多文化共生意識調査」の結果や本市の外国人住民の現状を踏まえて本指針を改定する。

本指針の改定を行った上で、本市は市民生活に直接関係する基礎自治体として、外国人受入れに係る国・県との役割分担を踏まえつつ、関係機関と連携しながら、本市の実態に即した多文化共生施策を実施する。

《外国人市民について》

本指針では、本市に在住する外国籍の人に加え、日本国籍で外国にルーツをもつ人、外国人の親の文化を背景にもつ人など、様々な事情で外国にルーツをもつ人全般を「外国人市民」とする。

なお、広島市内に住所を有する外国籍の人のみを指す場合は、「外国人住民」と表記する。

※ただし、すでに実施されている事業については表記を変更しない。

多文化共生のまちづくりの目標

目標 1 外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進

本市は外国人市民の暮らしやすさに配慮し、生活関連情報の多言語化等のコミュニケーション支援に取り組むとともに、防災や教育、就労など生活支援等の施策の拡充を図り、外国人市民を含む誰もが安全に安心して生活できるまちづくりを推進します。

目標 2 多文化共生意識の醸成

本市は、外国人市民に対して地域の文化や習慣等への理解が進むよう支援するとともに、地域住民の異文化に対する理解と市民同士の交流を促すことにより、外国人市民を含む全ての市民が、お互いに個人の尊厳と人権を尊重し、共に社会をつくっていくことの必要性や意義に対する理解を深めるよう取り組む。

指針の進行管理等

○ 上記目標 1、2 は第 6 次広島市基本計画（2020 年-2030 年）にも盛り込まれており、現行指針から変更しない。また、外国人市民の数や国籍・在留資格が国の政策や国際情勢により大きく変わり、予測が困難であることから、現行の指針に引き続き定量的な目標は掲げないこととする。

○ 市民意識調査を 10 年に 1 回行っている（次回は令和 14 年度（2032 年度）の予定である）ことから、本指針も次回の意識調査結果を踏まえ令和 15 年度（2033 年度）に見直しに着手する。また、第 7 次広島市基本計画の策定作業が行われると見込まれ、本指針の策定から見直しの中間年にも該当する令和 11 年度（2029 年度）に本指針の中間見直しを行う。

年度	R7 (2025)		R11 (2029)		R14 (2032)	R15 (2033)
取組	改定完了		中間見直し		意識調査	指針見直し

広島市基本計画 計画期間（～2030）

次期基本計画の策定時期に
合わせて中間見直し

外国人住民の状況の変化

統計データからわかること

前回指針を改定した平成 26 年(2014 年)の 3 月末と令和 6 年(2024 年) 3 月末時点の統計データの比較

●外国人住民数

- 外国人住民数は 15,651 人から 21,594 人に増加（約 4 割増加）
- 総人口に占める割合は、1.32%から 1.84%に増加

●国籍別の人数

- ベトナム 7.3 倍増加（508 人→4,054 人）、
- インドネシア 10.2 倍増加（103 人→1,053 人）
- ネパール 10.3 倍増加（69 人→713 人）
- 韓国・朝鮮 22.9%減少（5,976 人→4,610 人）
- 外国人住民総数に占める中国籍、韓国籍・朝鮮籍の人の割合が 71.4%から 44.6%に減少

●在留資格別の人数

- 技能実習 2.6 倍増加（1,371 人→3,548 人）
- 技術・人文知識・国際業務 ※1 2.4 倍増加（522 人→1,259 人）
- 家族滞在 1.8 倍増加（642 人→1,175 人）
- 永住者 1.3 倍増加（4,614 人→6,150 人）
- 特別永住者 26.2%減少（5,345 人→3,942 人）
- 特定技能 33.7 倍増加 ※2（43 人→1,449 人）
- 上位 3 つの在留資格（特別永住者、永住者、技能実習）が占める割合が 72.4%から 63.2%に減少

※1 平成 26 年の人数は「技術」と「人文知識・国際業務」の合計

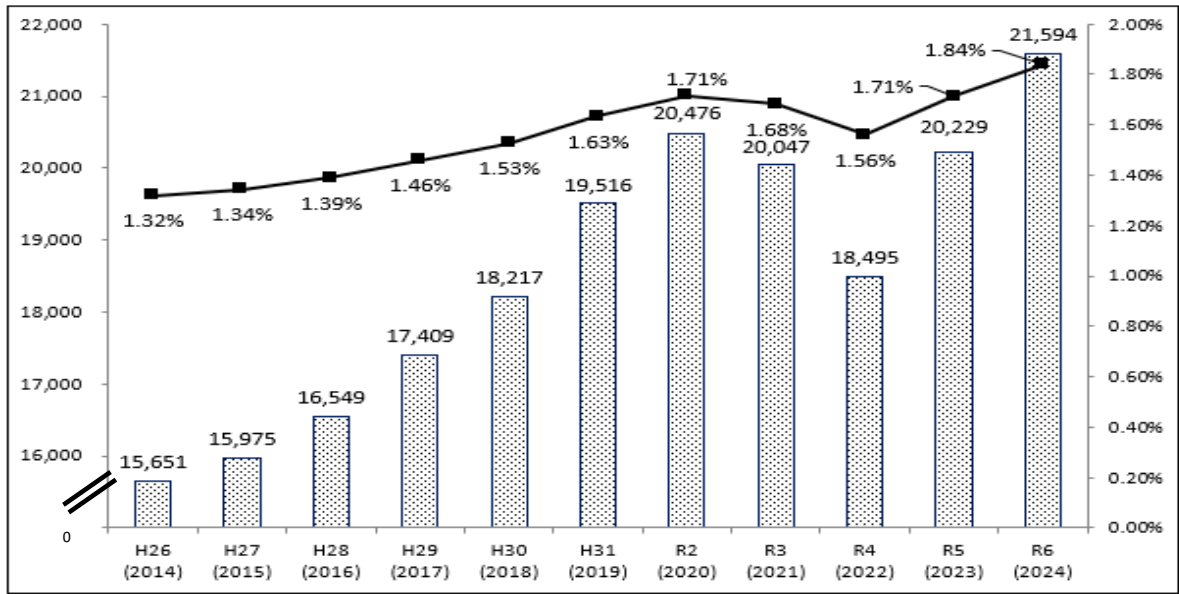
※2 在留資格の創設は平成 31 年のため、令和 2 年 3 月末及び令和 6 年 3 月末の比較

平成 27 年(2015 年)と令和 2 年(2020 年)の国勢調査の結果の比較

●こども・高齢者

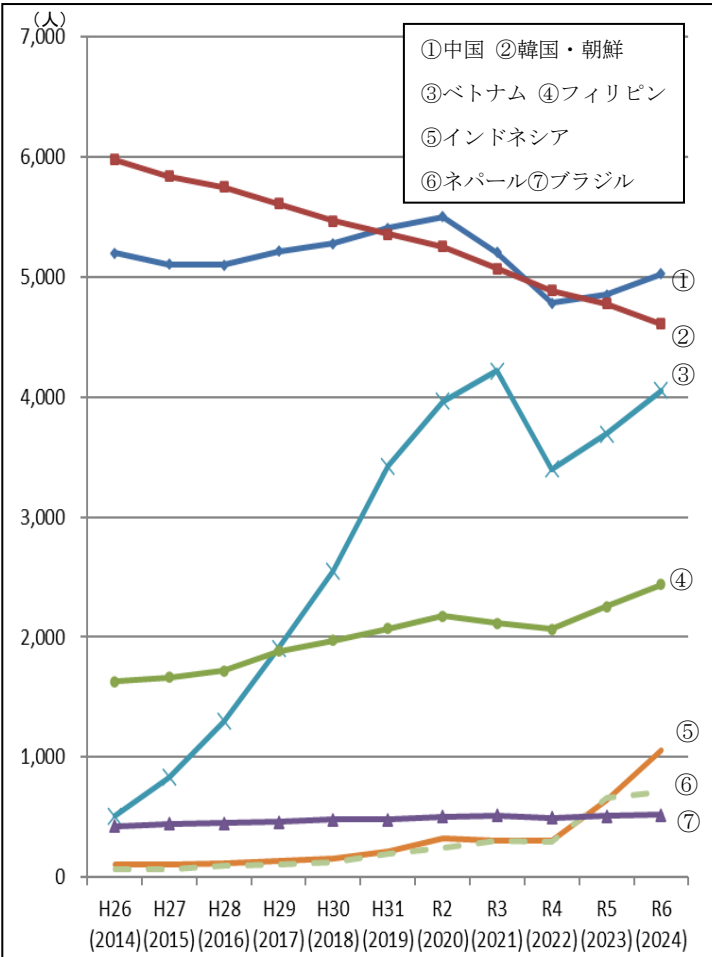
- 外国籍のこども（0 歳から 14 歳）は 2 割増加（1,246 人→1,494 人）
- 外国籍の高齢者（60 歳以上）は 4.8%増加（2,647 人→2,774 人）

外国人住民数と市内人口に占める外国人住民の割合



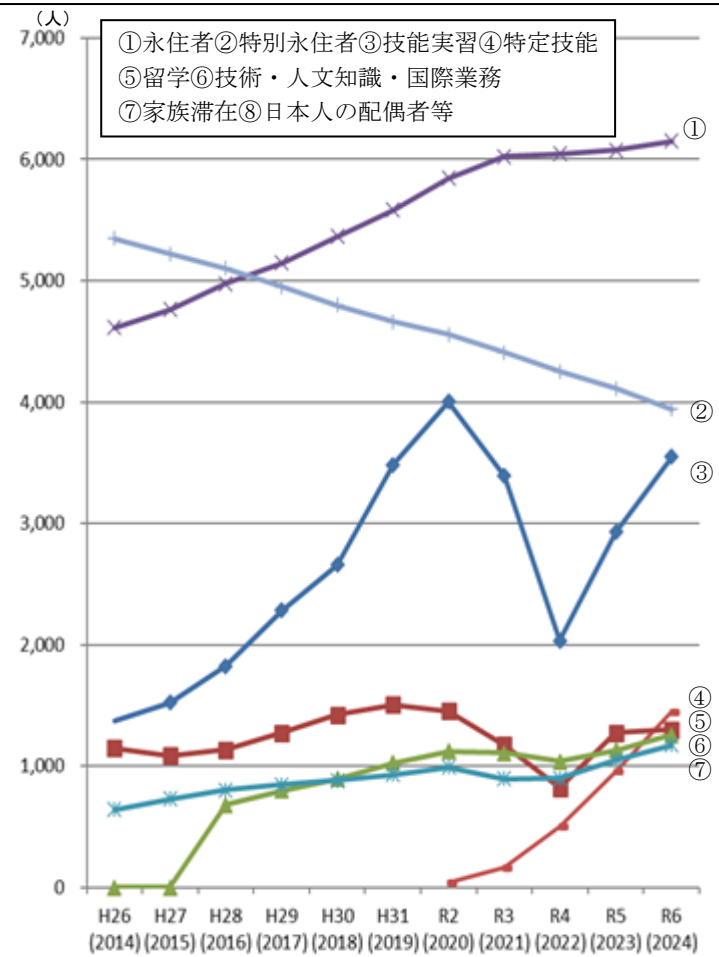
(出所) 広島市住民基本台帳データ (各年3月末)

国籍別人数推移 (上位 7 位まで)



(出所) 広島市住民基本台帳データ (各年3月末)

在留資格別人数推移 (上位 7 位まで)



(出所) 広島市住民基本台帳データ (各年3月末)

意識調査の結果

(1) 外国人市民について

平成 24 年度(2012 年度)の「広島市外国人市民生活・意識実態調査」と令和 4 年度(2022 年度)の「広島市多文化共生意識調査」の結果の比較

●定住意思

- 「日本にずっと住む」が 74.4%から 57.2%に減少
- 「日本を主な生活の場所にするが母国と日本を行き来する」が 11.4%から 19.9%に、「わからない」が 4.7%から 11.7%に増加

●日本語能力

- 「日本語を母語とする人と同じぐらい」と回答した人の割合が、「話す・聞く」では 50.4%から 32.9%に、「読む」では 53.0%から 35.3%に、「書く」では 56.1%から 38.1%に減少

日本語能力「日本語を母語とする人と同じぐらい」

	平成24年 (2012年) (A)	令和 4 年 (2022年) (B)	差 (B-A)
話す・聞く	50.4%	32.9%	▲17.5
読む	53.0%	35.3%	▲17.7
書く	56.1%	38.1%	▲18.0

(出所) 多文化共生意識調査結果報告書(R5 年 3 月)

●生活に関することの相談先

- 「日本に住んでいる家族・親族」が 70.0%から 54.8%に減少

生活に関することの相談先

	平成24年 (2012年) (A)	令和 4 年 (2022年) (B)	差 (B-A)
日本に住んでいる家族・親族	70.0%	54.8%	▲15.2
日本に住んでいる同じ国の友人・知人	45.2%	45.2%	0.0
日本人の友人・知人	47.2%	35.0%	▲12.2
市や県の相談窓口	11.8%	13.5%	1.7

(出所) 多文化共生意識調査結果報告書(R5 年 3 月)

(2) 日本人市民と外国人市民の意識の比較
(令和 4 年度(2022 年度)調査結果より)

- 「日本人と外国人が付き合う上で難しいこと」は、外国人市民、日本人市民ともに「言葉が通じない」と回答した割合が最も高く、次いで、外国人市民では「文化や習慣が違う」、日本人市民では「付き合うきっかけがない」の回答の割合が高くなっている。
- 「日本人と外国人が積極的に交流するべきだ」との問いについて、外国人市民、日本人市民ともに 6 割以上が「積極的に交流するべき」と回答

～今後予測されること～

- 外国人市民数の増加と外国人市民の多国籍化の進行
- 外国人労働者数の一層の増加
- 外国人市民の高齢化の進行
- 外国にルーツを持つこどもの増加
- 外国人市民の生活のニーズの多様化
- 地域住民と外国人市民の交流の必要性の高まり

課 題

1 コミュニケーション支援の充実

- ・ 本市に住む外国人が増え、多国籍化している。多言語ややさしい日本語による情報提供がより重要になっている。
- ・ 日本語の習得が必要な外国人市民が増えている。本市の状況に応じた日本語教育関連事業を進める必要がある。

2 外国人市民が安心して生活し活躍できる環境づくり

(1) 外国人市民の生活状況に応じた支援

- ・ 外国人市民は、単身の就労者や、子育て世帯、進学や就職の時期を迎えた若年層、介護が必要な高齢者など、幅広い年齢層で多様な生活状況の下で暮らすようになっており、各々の人数も増加している。こうした中、外国人市民が様々な生活習慣や文化特性を持ちながらも地域住民と共に円滑に生活を営むことができるよう、外国人市民の個々の生活状況に応じた支援を行っていく必要がある。
- ・ 生活に関することを相談できる家族や友人が日本にいない外国人市民が孤立することのないよう、引き続き本市が設置している相談窓口の周知を図り利用しやすいものにするとともに、その機能をさらに強化していく必要がある。
- ・ 市職員が外国人市民と接する機会が一層増えることが予想され、区の窓口等をはじめ市役所全体で適切に支援を行うことができる体制づくりが求められている。

(2) 外国人市民の活躍促進

- ・ 本市で学んだ多くの留学生が、東京や大阪などの大都市に転出する傾向があり、留学生が卒業後も本市で暮らす環境づくりが重要となっている。
- ・ 技能実習制度を廃止し、新たに「育成就労制度」を導入することが決まっている。国の動きを見ながら、関係機関と連携して本市における人材確保・育成を促進することが必要である。
- ・ 本市の様々な施策に、外国人市民の意見を取り入れることで、外国人市民のニーズに合った施策を行うことが期待される。
- ・ 外国人市民が地域コミュニティの担い手となるよう積極的に地域社会に参画できるような環境づくりを行う必要がある。
- ・ 外国人市民の活躍のためには、受け入れ側の意識改革や理解促進も必要である。

3 交流・相互理解の促進

- ・ 外国人市民と地域住民の相互理解を促進するためには、交流の機会を増やすことが重要である。
- ・ 外国人に対する差別や偏見をなくすためにも、多文化共生意識の啓発に引き続き取り組む必要がある。

施 策 体 系

目標1 外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進

基本施策1 コミュニケーション支援

施策1 行政・生活情報の多言語化

- ・ 生活に必要な情報の多言語での提供
- ・ インターネットやアプリを通じた行政情報の多言語での提供
- ・ 日本社会の習慣等について学習する機会の提供

施策2 日本語教育の推進と「やさしい日本語」の普及

- ・ 学習者のレベルに応じた日本語学習の機会の充実
- ・ 日本語教師や日本語学習支援者等の日本語教育を支える人材の確保・育成
- ・ 「やさしい日本語」の普及
- ・ 外国人労働者の働き方や日本語教育のニーズの実態を把握したうえでの企業等との日本語教育に係る連携体制の構築
- ・ 外国人従業員の日本語教育の重要性や「やさしい日本語」の活用等についての企業への意識啓発

基本施策2 生活支援体制の充実

施策1 外国人相談窓口の運営

- ・ 外国人市民に対する外国人相談窓口のより一層の周知
- ・ 外国人相談窓口での相談の背景や相談者のニーズの的確な把握及び相談者が必要とする支援先（行政・NPO等）への確実な接続

施策2 医療・保健・福祉サービスの提供

- ・ 国民健康保険や介護保険等についての多言語での情報提供と必要な支援の検討、実施

施策3 教育機会の確保とこども・子育て支援

- ・ 外国にルーツを持つこどもと保護者に必要な支援体制の構築
- ・ 就学状況、家庭背景や言語背景等の把握と就学に関する情報の多言語による提供
- ・ 関係者のネットワークづくり、特に外国人若年層の実態把握と支援体制の構築及び「支援者のための支援体制」の整備
- ・ 学校における日本語学習の支援及び日本語学習を支援する人材の養成と確保
- ・ 高等学校の入学選抜における帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の実施
- ・ 年齢相応の母語の力を育てることの重要性に関する啓発の推進
- ・ こども・子育て支援サービスに関する多言語での情報提供とサービス提供時の多言語対応の推進

施策4 住宅確保のための支援

- ・ 広島市居住支援協議会における外国人市民の居住支援
- ・ 外国人市民の住まい探しに協力する企業や団体の情報や住宅に関するルール等の多言語での情報提供

施策5 災害時等の非常時における支援

- ・ 災害多言語支援センターの設置や災害通訳等ボランティア制度の運用などによる災害時の支援
- ・ 地域における外国人市民も含めた平時の訓練等の実施の支援
- ・ 外国人市民に対する防災知識や情報の収集方法の周知
- ・ インターネットやアプリを通じた行政情報の多言語での提供（再掲）

基本施策3 外国人市民が活躍するまちづくり

施策1 適正な労働環境の確保

- ・ 外国人受入団体と連携した外国人受入の取組
- ・ 外国人の受入れにかかわる関係団体のネットワーク構築と外国人にも働きやすい環境づくりのための機運醸成
- ・ 出入国在留管理局や労働局との連携、外国人受入れに係る諸問題についての情報交換の実施
- ・ 外国人労働者の働き方や日本語教育のニーズの実態を把握したうえでの企業等との日本語教育に係る連携体制の構築（再掲）
- ・ 外国人従業員の日本語教育の重要性や「やさしい日本語」の活用等についての企業への意識啓発（再掲）
- ・ 留学生の本市への定着促進のため、関係者の諸課題や情報の把握・整理と施策への反映

施策2 社会参画の促進

- ・ 市の審議会等委員への外国人市民の登用など外国人市民の意見を市政に取り入れる機会の創設
- ・ 社会福祉協議会やひろしまLMO等の地域・市民団体の活動への参加など、外国人市民の社会参画の促進
- ・ 外国人市民を受け入れる側の異文化等への理解促進

目標2 多文化共生意識の醸成

基本施策1 交流機会の創出と相互理解の促進

- ・ 外国人市民の母国等の文化や日本文化等を紹介する交流イベントの開催による外国人市民と地域住民の交流機会の創出
- ・ 留学生を対象とした「ひろしま奨学金」の奨学生や留学生会館の入居者と地域住民との交流機会の創出、相互理解の促進
- ・ 社会福祉協議会やひろしまLMO等の地域・市民団体の活動に外国人市民が参加しやすい環境づくり

基本施策2 多文化共生に対する理解の促進

- ・ 交流イベントや講座の開催等による外国人の人権尊重の啓発や外国人市民の母国等の文化や習慣などを学ぶ機会の提供
- ・ 市の広報媒体を活用した多文化共生のまちづくりに対する理解の促進

多文化共生施策の推進体制の整備

外国人市民が増加し多様化する中で、多文化共生社会の実現に向けた環境整備を進めるための本市の体制を強化するとともに、地域社会や企業、関係機関との連携を進める。

(1) 庁内の推進体制の整備

- ・ 広島市多文化共生関係課長会議における多文化共生にかかる取組についての情報の収集、提供及び共有
- ・ 研修等を通じた市職員の多文化共生意識の啓発と外国人市民の支援に関する知見の共有

(2) 多様な主体との連携・協働

- ・ 社会福祉協議会やひろしまLMO等の地域・市民団体に対する多文化共生に関する研修や知見の提供
- ・ 公益財団法人広島平和文化センター国際市民交流課を地域の多文化共生推進の実施主体とし、社会福祉協議会やひろしまLMO等の地域・市民団体との連携・協働を推進
- ・ 外国人市民を支援するボランティア団体やNPO等の情報の把握、共有と活動しやすい環境づくり

(3) 多文化共生推進の拠点整備

- ・ 相談窓口などの多文化共生推進の機能強化につながる拠点の本市中心部への設置の検討